

## まちづくり交付金について

### ○今後のまちづくり交付金のあり方について

### ○まちづくり交付金の拡充について

#### I 各地域振興会が実施したい事業

- 1 市に事業計画書を提出する。
- 2 新年度予算要求を行う。

#### II 各課が行っている事業の中で、地域振興会等が実施した方が好ましい事業

#### ☆進め方

- 1 事業担当課と地域協働課で事業内容等を確認する。
  - 2 交付金への移行が可能だとすれば、地域振興会と担当課で協議する。
    - ① 全地域共通の場合  
自治振興会連合会（地域振興会長）と協議
    - ② 特定の地域の場合  
該当する地域振興会長と協議
- 協議する内容（①②共通）
- ア. 事業内容 イ. 事業費及び負担割合等
  - ウ. 事業の進捗状況（実施から検査までのあり方）
- 3 協議が整えば新年度予算要求を行う。
  - 4 予算確定後に地域振興会と協定を締結する。